

新型コロナウイルスにより影響を受けている中小企業者の皆様へ

セーフティネット保証4号（突発的災害）

突発的災害（自然災害等）の発生に起因して、売上高等が減少している中小企業者を支援するための措置です。

指定災害	新型コロナウイルス感染症に伴う被害
指定地域	新潟県を含む47都道府県
対象者	以下のいずれにも該当する中小企業者が対象 ①指定地域内において1年以上継続して事業を行っていること ②新型コロナウイルス感染症に起因して、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同月に比して20%以上減少することが見込まれること ※新型コロナウイルス感染症の長期化、拡大に伴う経済活動の抑制やGoToキャンペーンを含む各種支援策の変更に伴う影響を受けている事業者等について、認定基準の運用と緩和があり「最近1ヶ月」を「最近6ヶ月」等での比較と読み替えた申請が可能になります。
保証限度額	2億8,000万円（通常の保証枠とは別枠）
保証割合	融資額の100%を保証
保証利率	0.8%
指定期間	令和2年2月18日（火）～令和4年6月1日（水）まで ※指定期間とは認定申請をすることができる期間をいいます ※指定期間は3ヶ月ごとに調査の上、必要に応じて延長されます

- 申請書様式（4号） ※同じものを2通提出してください
確認書（4号） ※同じものを2通提出してください

留意事項

- 1 本認定とは別に、金融機関および信用保証協会による金融上の審査があります。

【お問い合わせ先】 聖籠町産業観光課地域振興係

電話 0254-27-2111（内線122）